



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 7 5 号 令和 5 年 4 月 7 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4 1	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
1 4 2	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
1 4 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
1 4 4	漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件の一部を改正する件	水産振興課
1 4 5	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林整備課
1 4 6	道路の区域を変更する件	道路整備課

### 【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
6	指定納付受託者を指定した件	

### 【和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
1	瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業を禁止する件	

徳島県告示第四百十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年四月七日から

令和五年四月二十八日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更  
変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年四月七日から

令和五年四月二十八日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第四百十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
県庁総合サービスネットワーク基幹機器 一式（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和六年十月一日から令和十一年九月三十日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年五月十八日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

電話 八八 六二一 三二六六

ファクシミリ 八八 六二一 二八三六

電子メール [smartkenchousui.shi\\_nka@pref.tokushi.na.jp](mailto:smartkenchousui.shi_nka@pref.tokushi.na.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年五月十八日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年五月二十六日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年五月二十五日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「県庁総合サービスネットワーク基幹機器 一式（賃貸借）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否  
要
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 その他  
詳細は、入札説明書に示す。

#### 7 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased  
Prefectural office general service network core equipment
- 2 Term of Lease  
From October 1, 2024 to September 30, 2029
- 3 Time Limit of Tender  
11:00 a.m on May 26, 2023
- 4 Section in charge of contract  
E-government Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-3266
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第四百十四号

平成三十年徳島県告示第五百五十八号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月七日から施行する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

小割り式二年魚くろまぐる養殖業、小割り式三年魚くろまぐる養殖業、小割り式四年魚くろまぐる養殖業及び小割り式五年魚くろまぐる養殖業の表の次に次のように加える。  
かき養殖業

加入区の名称	区 域
内海第一加入区	区第四十号漁業権の漁場の区域
内海第二加入区	区第四十四号漁業権の漁場の区域
内海第三加入区	区第四十五号漁業権の漁場の区域
内海第四加入区	区第四十六号漁業権の漁場の区域
内海第五加入区	区第四十七号漁業権の漁場の区域
内海第六加入区	区第三百二十三号漁業権の漁場の区域
内海第七加入区	区第三百三十四号漁業権の漁場の区域
福村加入区	区第三百三十七号漁業権の漁場の区域
椿泊湾加入区	区第二百二十六号漁業権の漁場の区域
那佐湾加入区	区第四百十号漁業権の漁場の区域

徳島県告示第四百十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定の効力が失われた区域  
那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二の一部、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の一〇まで
- 二 指定の効力が失われた日  
令和五年三月十七日

徳島県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四三九号	三好市東祖谷落合七三二番一地 先から 同 先まで 七三七番四地	旧	四・〇〇二二・二	四四三・四
	三好市東祖谷落合七三二番一地 先から 同 先まで 七三七番四地	新	九・三丁三五・三	四三三・八

徳島県病院局告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年四月七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 指定納付受託者の指定を受けた者  
阿波銀カード株式会社 徳島市西船場町二丁目十二番地  
トモニカード株式会社 徳島市昭和町一丁目三十七番地  
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番十五号
- 二 指定納付受託者による納付を認めたる収入  
徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院における徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条に規定する使用料等
- 三 指定納付受託者による納付が行える期間  
令和五年四月一日から

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和五年四月七日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会

会長 松村徳夫

一 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

二 操業の制限

令和五年五月十五日から同年六月二十日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月七日から令和六年三月三十一日までとする。